

監査委員公表第9号
令和4年(2022年)6月8日

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき随時監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土田茂博

柏崎市監査委員 内山万寿男

柏崎市監査委員 若井恵子

記

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)5月31日までに執行した財務に関する以下の事務

監査対象課	監査対象事務
財務部 契約検査課	ア 歳入歳出外現金の徴収事務 (ア) 契約保証金 イ 契約事務 (ア) 業務の委託契約 (イ) 建設工事請負契約
教育委員会 博物館	ア 契約事務 (ア) 業務の委託契約 イ 補助金等の交付事務 (イ) 綾子舞保存振興事業補助金
教育委員会 文化・生涯学習課 (含 柏崎公民館)	ア 税外収入金の徴収事務 (ア) 講座等受講料 イ 契約事務 (ア) 修繕請負契約 (イ) 業務の委託契約
教育委員会 図書館	ア 契約事務 (ア) 修繕請負契約 (イ) 業務の委託契約

総合企画部 総務課	ア 契約事務 (ア) 業務の委託契約
市民生活部 市民課	ア 契約事務 (ア) 業務の委託契約
市民生活部 環境課 (含 斎場)	ア 契約事務 (ア) 業務の委託契約

(2) 選定理由

令和3年(2020年)1月から12月までに実施した定期監査の対象課のうち、指摘事項があった課の所管業務に係る令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)5月31日までに執行した財務に関する事務を監査対象とする。

2 監査の目的

財務に関する事務の執行が法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、今後の行政運営に資することを目的とする。

3 監査対象事務及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、監査対象事務の主な着眼点を次のとおり設定した。

監査対象事務	主な着眼点
(1) 税外収入金の徴収事務 (2) 歳入歳出外現金の徴収事務	ア 調定は適正に行われているか。 イ 納入の通知は適正に行われているか。 ウ 使用許可手続は適正に行われているか。 エ 現金の取扱いは適正に行われているか。 オ 領収書の取扱いは適正に行われているか。 カ 関係帳簿の整理は適正に行われているか。
(3) 契約事務	ア 契約の方法、手続は適正に行われているか。 イ 契約締結事務は適正に行われているか。 ウ 契約の履行確認は適切に行われているか。
(4) 補助金の交付事務	ア 交付要綱は整備されているか。 イ 事務手続は適正に行われているか。 ウ 交付対象及び交付金額の把握、計算は適正に行われているか。

4 実施する手続の内容

財務に関する事務の執行が法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また、各業務統制担当課の指示に基づく事務処理が適正に行われ、かつ有効に機能しているかなどを、関係帳簿及び証拠書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施する。

5 監査の期間

令和4年(2022年)4月1日から令和4年(2022年)6月8日まで

第2 監査の結果

監査を実施したところ、財務に関する事務の執行は、適正に処理されているものと認められた。